別表六十一の二を別表六十二とする。

別表六十一の表中

当期の試験研究費の額（別表六（八）「１」）又は（別表六（九）「１」）

を

当期の試験研究費の額（別表六（九）「１」）又は（別表六（十）「１」）

に改め、同表を別表六十一とする。

別表六㈠を別表六十一とする。

別表六㈠付表の表中

他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八の二「10の計」－別表六（九）「１」）		
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋（別表六（九）「１」）		
控除対象試験研究費額の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八の二「11の計」－別表六（九）「４」）	
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋（別表六（九）「４」）	
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八の二「12の計」－別表六（九）「５」）	
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋（別表六（九）「５」）	
	合算増減試験研究費の額 (2)－(6)	
	合算増減試験研究費割合 (7)／(6)	
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八の二「13の計」－別表六（九）「８」）	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋（別表六（九）「８」）	
	合算試験研究費割合 (2)／(10)	

を

他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「12の計」－別表六（十）「１」）		
各通算法人の試験研究費の額の合計額 (1)＋（別表六（十）「１」）		
控除対象試験研究費額の計算	他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「13の計」－別表六（十）「４」）	
	各通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額 (3)＋（別表六（十）「４」）	
合算増減試験研究費割合の計算	他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八（二）「14の計」－別表六（十）「５」）	
	各通算法人の比較試験研究費の額の合計額 (5)＋（別表六（十）「５」）	
	合算増減試験研究費の額 (2)－(6)	
	合算増減試験研究費割合 (7)／(6)	
合算試験研究費割合の計算	他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八（二）「15の計」－別表六（十）「８」）	
	各通算法人の平均売上金額の合計額 (9)＋（別表六（十）「８」）	
	合算試験研究費割合 (2)／(10)	

に、

他の通算法人の（別表十八の二			
各通算法人の (16)			
法人税額基準額の計算	通31日算親法人の事業年度が令和５年３月日以前に開始する事業年度の場合	(8)	
		(11) ＞	
		基準年の特例	
	法人 ((17)＋（別表六は0.25）＋(20))		